

自己資本規制比率

【2019年3月末日現在】

この書面は、金融商品取引法第46条の6第3項に基づき、全ての営業所に備え置き公衆の縦覧に供するため作成したものである。

第四証券株式会社

金融商品取引法第46条の6第3項により作成する書面

自己資本規制比率の状況

【 決算修正後、社外流出後の自己資本規制比率であります。】

(単位：百万円)

	2019年 3月末現在
自己資本規制比率 (A/B×100)	520.6%
固定化されていない自己資本 (A)	9,815
リスク相当額合計 (B)	1,885
市場リスク相当額	1,170
取引先リスク相当額	61
基礎的リスク相当額	653